

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

貯蔵中の消耗品

Q：当社は、増設したフロアで翌期首から営業を開始する予定で、これに備えて2年分の事務用消耗品や広告宣伝用の印刷物を購入しました。

これらの費用は、当期の損金に算入できますか。

A：当期の損金には算入できません。

【解説】

法人税法は棚卸資産のなかに、「消耗品で貯蔵中のもの」を含めていますので、未使用の事務用消耗品や作業用消耗品は、税法上棚卸資産として本来貯蔵品に計上し、消費した日の事業年度に損金算入すべきものです。

しかし、法人が事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産（各事業年度ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費するものに限り）の取得費用を継続してその取得をした日の属する事業年度に損金の額に算入している場合は、これが認められます。

ところが、ご質問の場合は、2年分の使用量を購入したということですから、各事業年度ごとにおおむね一定数量を取得するものとはいえません。したがって、取得時の損金とすることは認められません。

